

新潟県工業技術総合研究所起業化センター研究室事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県起業化センター条例（平成8年新潟県条例第14号。以下「条例」という。）及び新潟県起業化センター規則（平成8年新潟県規則第23号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、円滑な事務処理のために必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2 研究室の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項に定める申請書（規則別記第1号様式）を入居を希望する起業化センターを管理する技術支援センター長（以下「技術支援センター長」という。）に提出するものとする。ただし、新規で入居を希望する場合は研究室2室を、現に研究室1室の使用承認を受けている場合で、増室を希望する場合は研究室1室を上限とする。

なお、申請者は、以下のいずれにも該当するものでないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 前記申請書添付書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 研究の計画書

別記第1号様式 添付書類1 「研究開発等事業計画書」

(2) 研究室に搬入する機器の一覧表

別記第2号様式 添付書類2 「研究室に搬入する予定の機器等の一覧」

(3) 法人の場合にあっては、当該法人の概要を記載した書類

別記第3号様式 添付書類3 「法人の概要に関する調書」

(4) その他知事が必要と認める書類

別記第4号様式 添付書類4 「個人（事業）の概要に関する調書」

（申請者が個人の場合）

別記第5号様式 添付書類5 「グループ等団体の概要」

（申請者が団体（グループ等）の場合）

別記第6号様式 添付書類6 「履歴書」（研究室使用承認申請書（規則別記第1号様式）中「使用人数」欄の人数分）

別記第7号様式 添付書類7 「申請者の居所、所在を明らかにする資料」（法人の場合にあっては当該法人の登記事項証明書その他これに類する書類、個人の場合にあっては住民票の写し）

※いずれも発行日が申請直前2週間以内

- 別記第 8 号様式 添付書類 8 「保証人届出書」
- のものを添付すること。
(保証人は 2 名以上とする。
会社組織の場合は、代表取締役個人が保証人となることを妨げない。
保証人のうち 1 名は、他の保証人と生計が異なる者でなければならない。
保証人による記入欄は署名押印とする。)
- 別記第 9 号様式 添付書類 9 「暴力団等の排除に関する誓約書」

3 技術支援センター長は、受け付けた申請書を工業技術総合研究所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

(研究室の使用の承認)

- 第 3 所長は、速やかに起業化センター入居審査会（以下「審査会」という。）で研究室の使用について審査し、審査の結果を申請者に通知するものとする。
- 2 前記の決定は、技術支援センター長及び主務課長に通知するものとする。
- 3 審査会の運営に関する規定については、別に定める。

(研究室の改造の承認)

- 第 4 研究室の使用の承認を受けた者（以下「入居者」という。）は、研究室の改造を必要とする場合は、規則第 4 条に定める研究室改造申請書（規則別記第 2 号様式）を技術支援センター長に提出するものとする。
- 2 第 2 の 3 及び第 3 の規定は、研究室の改造について準用する。

(状況報告)

- 第 5 入居者は、研究の毎年度（使用承認期間の最終年度は除く。）の進捗状況（年度末現在）を翌年度の 4 月 30 日までに別記第 10 号様式により技術支援センター長を経由して所長に提出するものとする。

(成果報告)

- 第 6 入居者は、使用承認期間が終了する期限（退去日）までに、研究開発の成果を別記第 11 号様式により技術支援センター長を経由して所長に提出するものとする。

(退去の届出)

- 第 7 入居者は、使用承認期間が終了するときは期限の 1 月前までに、自主的に退去するときは速やかに別記第 12 号様式による退去届を技術支援センター長を経由して所長に提出するものとする。

(使用料)

第8 所長は、使用料の改定があるときは、速やかに入居者に通知するものとする。

(情報公開)

第9 所長は、起業化センターの入居者名は公表するものとする。

2 入居者の研究目的その他の事項については、入居者と協議のうえ公表の対象と
か否かを決定するものとする。

なお、申請書等の情報公開については、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条
例第57号）及び関係規程の定めるところにより行うものとする。

附 則

この要領は、平成10年12月1日から適用する。

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年12月1日から適用する。

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

この要領は、平成24年2月1日から適用する。

この要領は、平成24年8月1日から適用する。

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月14日から適用する。